◎特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令（平成二十四年経済産業省・環境省令第八号）

改正後	改正前
別表	別表
地域	地域
一　経済協力開発機構の我が国以外の加盟国	一　経済協力開発機構の我が国以外の加盟国
特定有害廃棄物等	特定有害廃棄物等
有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下単に「条約」という。）附属書ⅣAに掲げる処分作業を行うために輸出される特定有害廃棄物等	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書ⅣAに掲げる作業を行うために輸出される特定有害廃棄物等
条約附属書ⅣBに掲げる処分作業を行うために輸出される鉛蓄電池（破砕されているか否かを問わない。）	
二　前項の中欄に掲げる地域以外の地域	二　前項の中欄に掲げる地域以外の地域
全ての特定有害廃棄物等	すべての特定有害廃棄物等

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にされた特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第一項の規定による承認の申請であって、この省令の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

訓　令

○内閣府訓令第七号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月七日　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

改正後	改正前
別表	別表
共生社会政策担当	共生社会政策担当
主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［1～9　略］ ［号を削る。］	主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［同上］ 10　アルコール健康障害対策推進基本計画（アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第十九号）第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。